

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 6 月 3 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する」を「次の各号に掲げる建築物の」に、「の5分の1」を「に、当該各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
- (4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1
- (5) 貯水槽を設ける部分 100分の1

別表第1に次のように加える。

39	平成26年3月町田市告示第602号に定める町田都市計画木曾山崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「木曾山崎地区地区整備計画区域」という。）
----	--

別表第2に次の1表を加える。

3.9 木曾山崎地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	
							距離	最高の高さ
住宅地区	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅 (2) 集会所 (3) 診療所、保育所、幼稚園、児童厚生施設、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	10分の8	10分の4	500平方メートル	町田都市計画木曾山崎地区地区計画図に	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計	15メートル	—

	(4) 店舗又は飲食店 (5) 前各号の建築物に附属するもの (6) 防災倉庫 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物				表示する距離	が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの		
商業にぎわい地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	10分の8	10分の4	500平方メートル	町田都市計画木曾山崎地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの	20メートル	—
公共・公益施設地区	次に掲げる建築物以外の建築物(建築基準法施行令第130条の5の4第1号で定める公益上必要な建築物に附属するものを除く。) (1) 一戸建ての住宅 (2) 長屋 (3) 共同住宅	10分の8	10分の4	500平方メートル	町田都市計画木曾山崎地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの	—	—

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する延べ面積には、<u>次の各号に掲げる建築物の部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に、当該各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。</u></p> <p><u>(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分 5分の1</u></p> <p><u>(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1</u></p> <p><u>(3) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分 50分の1</u></p> <p><u>(4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1</u></p> <p><u>(5) 貯水槽を設ける部分 1000分の1</u></p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="189 1447 772 1912"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～38</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td><u>平成26年3月町田市告示第602号に定める町田都市計画木曾山崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「木曾山崎地区地区整備計画区域」という。)</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	区分	1～38	略	39	<u>平成26年3月町田市告示第602号に定める町田都市計画木曾山崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「木曾山崎地区地区整備計画区域」という。)</u>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する延べ面積には、<u>自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)</u>の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)<u>の5分の1</u>を限度として算入しない。</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="821 1447 1402 1619"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～38</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区分	1～38	略
番号	区分										
1～38	略										
39	<u>平成26年3月町田市告示第602号に定める町田都市計画木曾山崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「木曾山崎地区地区整備計画区域」という。)</u>										
番号	区分										
1～38	略										

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第2

1～38 略

39 木曾山崎地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)		
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等			建築物の高さの最高限度	
住宅地区	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅 (2) 集会所 (3) 診療所、保育所、幼稚園、児童厚生施設、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの (4) 店舗又は飲食店 (5) 前各号の建築物に附属するもの (6) 防災倉庫 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物	10分の8	10分の4	500平方メートル	町田市計画木曾山崎地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの		15メートル	—
商業にぎわい地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	10分の8	10分の4	500平方メートル	町田市計画木曾山崎地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの		20メートル	—
公共・公益施設地区	次に掲げる建築物以外の建築物(建築基準法施行令第130条の5の4第1号で定める公益上必要な建築物に附属するものを除く。) (1) 一戸建ての住宅 (2) 長屋 (3) 共同住宅	10分の8	10分の4	500平方メートル	町田市計画木曾山崎地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの		—	—

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第2

1～38 略